

昇降機定期検査業務基準書 2025年版 の発行にあたって

本基準書は、昭和52年5月に「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準指導書」として発行以来、建築基準法第12条に基づく昇降機及び遊戯施設の定期検査報告の実務に携わる方々を始め、特定行政庁その他の関係団体の皆様に広く活用いただいて参りました。

この度、定期検査の合理化や新技術の活用を可能とするため「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示」（令和6年国土交通省告示第974号）が令和6年6月28日に、加えて令和7年国土交通省告示第53号が令和7年1月29日に公布されたことを受け、「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成20年国土交通省告示第283号）が改正され、令和7年7月1日から施行されることになりました。

その主な改正内容は次のとおりです。

（１）構造基準と検査基準の不整合の解消

小荷物専用昇降機における機械室の点検用コンセント及び油圧エレベーターにおける機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等の防油堤の状況、標識の状況及び消火設備の状況については、構造基準においては適合を求めている一方で、昇降機定期検査告示においては基準への適合に係る定期検査・点検の実施を求めており、不整合が生じているところ、昇降機定期検査の検査項目のうち、これらの項目を削除して、構造基準と検査基準の不整合を解消することとされました。

（２）定期検査等におけるデジタル化の促進

同告示のうち「目視により確認する」とされていた各項目については、新技術を活用することを可能とするため、「目視又はこれに類する方法により確認する」と改められました。

また、国土交通省は、令和7年1月24日、昇降機等検査員等の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって当該業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的として、「建築物調査員・建築設備等検査員の処分基準」を制定しました。

当センターにおいても、令和7年度より、検査を依頼した昇降機の所有者又は管理者から、資格者証の提示を求められた場合等に、有資格者であることを簡易的に証明する携帯可能なカードとして「昇降機等検査員資格者証交付証明書」を発行することとしています。

本基準書は、これらについて、早期にお知らせするため、発行するものです。

また、これまで「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」として発行してきた同基準書を、昇降機と遊戯施設でそれぞれ分冊にするとともに、解説が不足している部分の増補、誤りの修正、法令改正に伴う条ズレ、項ズレの対応並びに2017年版追補（令和6年1月31日改正内容の解説）の内容の収録を行っています。

最後になりますが、この度の改訂に際し、改訂委員会において藤田委員長を始めとする委員の方々に熱心にご審議いただくとともに、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付、同省国土技術政策総合研究所建築研究部及び日本建築行政会議にご協力いただきました。ここに深く感謝申し上げる次第です。

令和7年6月

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター